

函 港 港

令和6年(2024年)10月28日

経済建設常任委員会委員 様

港湾空港部長

参考資料の配付について

このことについて、下記の資料を別添のとおり参考配付いたします。

記

○ 特定利用空港・港湾について

(港湾空港部港湾課)

特定利用空港・港湾について

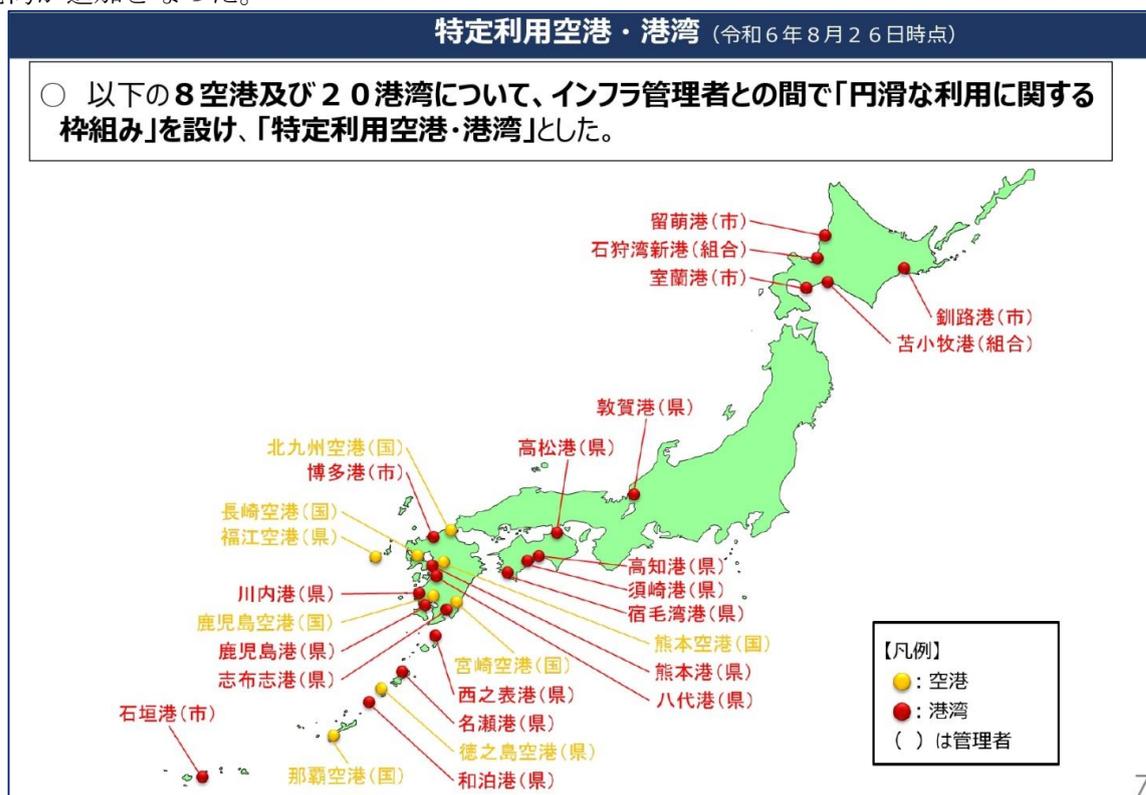
1 基本的な考え方

自衛隊・海上保安庁が、平素から必要な空港・港湾を円滑に利用できるよう、国とインフラ管理者との間で「円滑な利用に関する枠組み」を設け、これらを「特定利用空港・港湾」とし、当該空港・港湾については、民生利用を主としつつ、自衛隊・海上保安庁の艦船・航空機の円滑な利用にも資するよう、空港の滑走路延長やエプロン整備、港湾の岸壁整備や航路整備などに加え、それぞれの既存事業を促進することによって、空港・港湾の利便性の確保や機能の強化を図るものである。

2 全国の様況

令和6年4月1日に開催された「総合的な防衛体制の強化に資する研究開発及び公共インフラ整備に関する関係閣僚会議」において、国と5空港・11港湾の管理者との間で「円滑な利用に関する枠組み」としての確認事項（別添1）が了承され、これらを「特定利用空港・港湾」とすることが決定された。

また、令和6年8月26日には、福井県の港湾、および熊本県、鹿児島県の各空港・港湾が追加となった。



※内閣官房ホームページより抜粋

3 国から函館市への説明

令和6年10月9日、国（内閣官房、国土交通省、防衛省）から函館市に対して、函館空港（国管理）および函館港（市管理）を特定利用空港・港湾の対象に検討しているとの説明を受けた。

市としては、このことが空港および港湾の整備促進につながるものと受け止める一方で、その運用に関しては、空港周辺地域などの理解を得る必要があることから、まずは、空港や港湾の関係者に対して、この制度や具体的取組について説明を行いたいと考えており、今後の対応については、国と協議してまいりたい。

（参考）

本制度の詳細については、内閣官房のホームページ内の「総合的な防衛体制の強化に資する公共インフラ整備」に記載されている。

https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/koukyou_infra.html

別添 1

国管理空港

令和 6 年 4 月 1 日

国土交通省

海上保安庁

防 衛 省

●●空港における空港の施設の円滑な利用に関する確認事項

1. ●●空港の空港管理者である国土交通省は、平素において自衛隊・海上保安庁の運用や訓練等による空港の施設の円滑な利用について、空港法その他の関係法令等を踏まえ、適切に対応する。
2. また、国土交通省は、国民の生命・財産を守る上で緊急性が高い場合又は航空機の飛行の安全を確保する上で緊急性が高い場合（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態を除く）であって、当該空港の施設を利用する合理的な理由があると認められるときには、民生利用に配慮しつつ、防衛省・海上保安庁と緊密に連携しながら、自衛隊・海上保安庁が柔軟かつ迅速に施設を利用できるよう努める。
3. 上記の着実な実施に向けて、関係省庁間において連絡・調整体制を構築し、円滑な利用に関する具体的な運用のための意見交換を行う。

●●港における港湾施設の円滑な利用に関する確認事項

1. 港湾管理者は、平素において自衛隊・海上保安庁の運用や訓練等による港湾施設の円滑な利用について、港湾法その他の関係法令等を踏まえ、適切に対応する。
2. また、自衛隊・海上保安庁と港湾管理者は、国民の生命・財産を守る上で緊急性が高い場合又は艦船の航行の安全を確保する上で緊急性が高い場合（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態を除く。）であって、当該港湾施設を利用する合理的な理由があると認められるときには、民生利用に配慮しつつ、緊密に連携しながら、自衛隊・海上保安庁が柔軟かつ迅速に施設を利用できるよう努める。
3. 上記の着実な実施に向けて、防衛省●●防衛局・海上保安庁第●●管区海上保安本部と港湾管理者との間において連絡・調整体制を構築し、円滑な利用に関する具体的な運用のための意見交換を行う。国土交通省●●地方整備局（沖縄の場合は内閣府沖縄総合事務局、北海道の場合は国土交通省北海道開発局）はこれに協力する。

令和6年4月1日

国土交通省●●地方整備局副局長

（沖縄の場合は内閣府沖縄総合事務局開発建設部長、
北海道の場合は国土交通省北海道開発局港湾空港部長）

海上保安庁第●●管区海上保安本部長

防衛省●●防衛局長

●●県知事（港湾管理者が市町村の場合は市町村長）